

東大和市工事請負契約における現場代理人の兼任に関する試行基準

(目的)

第1条 この基準は、東大和市が発注する建設工事において、建設業者の受注機会の拡大を図るため、東大和市工事請負契約約款で規定する現場代理人の常駐義務を緩和し、他の工事との兼任を認める要件について、必要な事項を定める。

(兼任を認める要件)

第2条 次の各号のいずれにも該当する工事については、現場代理人の兼任を認める。ただし、1人が兼任できる工事は2件までとする。

(1) 兼任しようとする工事請負金額（消費税及び地方消費税を含む。）の合計額が4,000万円未満であること。

(2) 工事現場は、いずれも東大和市内であること。

2 前項の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当する場合は、兼任を認めないものとする。

(1) 工事内容等から東大和市が兼任が困難であると判断した場合

(2) 東大和市以外の発注する工事において兼任が認められていない場合

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事については、別途兼任を認めるものとする。

(1) 東大和市発注の単価契約による工事

(2) 東大和市発注の工事で災害復旧等の緊急を要する工事

4 第2項第1号の規定により兼任を認めない工事については、発注図書等にその旨を明記するものとする。

(兼任の届出)

第3条 兼任を希望する受注者は、落札後又は他の発注者との契約締結後、速やかに現場代理人兼任届（様式）に兼任する工事の受注金額のわかる契約書の写しを添えて工事主管部署に提出すること。

(契約変更があった場合の措置)

第4条 兼任する工事において、契約変更が生じたことにより第2条第1項第1号に規定する金額を上回ることとなった場合も、原則として引き続き現場代理人の兼任を認めることとする。

(遵守事項)

第5条 受注者は、兼任をさせるにあたっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 兼任するいずれかの工事現場に駐在すること。

(2) 東大和市発注の工事については、1日1回以上は当該工事現場に駐在し、現場管理を行うこと。

(3) 兼任に係る監督員と確実に連絡が取れ、緊急時には工事現場に急行できる体制を確保すること。

(4) 不在となる工事現場については、安全管理及び住民対応等の体制を確保し、工事現場の運営及び取締りに支障を生じさせないこと。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年1月1日から施行する s